

令和2年7月13日

保護者各位

大田区立大森第一中学校  
校長 松岡 弘悟

## 台風等によるに自然災害に伴う対応について

保護者の皆様におかれまして益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力頂き誠に有り難うございます。

さて、これから台風が発生する季節を迎えます。つきましては登校時の生徒の安全を確保するため、保護者の皆様に「自然災害（大規模地震と台風）への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」（平成24年：大田区教育委員会）についてお知らせいたします。

本校におきましても大田区の基準に基づいて対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

### 1 台風対応

#### (1) 臨時休業

- ① **午前0時まで**に、蒲田駅・大森駅を含む京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合、翌日は**臨時休業**とする。  
↑\*これは今年度追記された判断基準です。
- ② **午前6時**に、大田区へ暴風警報または特別警報が発令されている場合は、始業前の活動に参加しないで7時まで**自宅で待機**する。
- ③ **午前7時**に、大田区へ暴風警報または特別警報が発令されている場合は、**臨時休業**とする。

#### (2) 学校留め置き

- ① **下校時**に大田区へ暴風警報または特別警報が発令されている場合は、児童・生徒を**学校に留め置く**。
- ② 暴風警報または特別警報が解除されるまでは児童・生徒を学校に留め置き、**解除後**に方面別の**集団下校**を実施する。

### 2 登下校について

- ① 暴風警報や特別警報が発令されていなくても、保護者の判断で生徒の登校時の安全を確保するために自宅待機とされた場合は、遅刻・欠席扱いとはいたしません。その際は、必ず**保護者からのご連絡**をお願いいたします。
- ② 通学の途中に切れた電線や落下物等がある場合は、**危険物を避けて**登下校して下さい。また、暴風雨で歩行が困難な場合は、**安全な場所に一時退避する**などの対応をとって下さい。
- ③ テレビやラジオ、インターネット等で**正確な情報**を得て、無理な外出は避けて下さい。

\*なお、大田区教育委員会からの指示により臨時休業となる場合は、ホームページに掲載し、緊急連絡メールでも連絡いたします。